

おしらせ 版

275

No.941
平成29年4月15日

編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課
〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748

茨城町まちをきれいにする条例が施行されます

平成29年3月定例議会において「茨城町まちをきれいにする条例」の制定が可決され、6月1日から施行となります。この条例は、町、町民及び事業者、土地所有者が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、茨城町の清潔で快適な環境を将来にわたって確保することを目的としています。

【条例の主な内容】

○空き缶等の投げ捨ての禁止

缶や瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻などを公共の場所に投げ捨てることを禁止します。

○潤沼の湖岸のごみ散乱禁止

住民の憩いの場である潤沼は、平成27年に国際的に重要な湿地と認められ、ラムサール条約に登録されました。潤沼を訪れる人たちが気持ちよく散策できるよう、そしてきれいな潤沼を次世代に継承するために、潤沼湖岸又は流域河川の河岸を利用する者は、ごみや空き缶等を投げ捨てることを禁止します。

○空き地等の管理の適正化

雑草が繁茂している土地は、ごみの不法投棄や害虫等の発生の温床になりかねません。土地所有者等は、良好な環境を保全するため、空き地等の適正な管理に努めましょう。

○自動車等・古タイヤ・家具・家電製品の放置の禁止

公共の場所に自動車等・古タイヤ・家具・家電製品を放置することを禁止します。

○飼い犬のふん害防止

飼い主は犬のふんを処理するための用具を携行し、ふんを適切に処理しましょう。

○違反ごみ出しの防止

ごみ出しのルールとマナーを守り、ごみ集積所の清潔保持に努めましょう。

【罰則】

違反者に対しては、指導、勧告、命令を経て、命令の不履行が認められた場合に右の罰則が適用になります。

禁 止 事 項	罰 則
放置自転車・古タイヤ・家具・家電製品の放置違反	20万円以下の罰金
自動販売業者による回収容器の設置及び管理違反	5万円以下の罰金
空き缶等の投げ捨て違反	3万円以下の罰金

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135 (直通)

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を一部改正しました！

平成29年3月定例議会において「茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正が可決され、6月1日から施行となります。

【改正のポイント】

保証金の預入制度の導入

土地の埋立て等事業の許可を受けようとする者は、事業に係る公共施設の破損や災害の発生防止の担保として、許可申請の事前協議の後に保証金を預入することになります。

【経過措置】

施行期日までに、改正前の条例の規定により着手している事業については、施行期日後も改正前の条例の規定が適用になります。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135 (直通)